

コーポレートガバナンス体制

当社は、コーポレートガバナンスの要諦は、「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれらを達成するための「経営の透明性の確保」にあるとの認識のもと、「住友商事コーポレートガバナンス原則」を定めています。「住友の事業精神」と当社の「経営理念」を企業倫理のバックボーンとして、「住友商事コーポレートガバナンス原則」に則り、当社に最もふさわしい経営体制を構築し、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営を実現するために、コーポレートガバナンスの強化を図っています。

「住友商事コーポレートガバナンス原則」は当社のWebサイトで公表しています。

<http://www.sumitomocorp.co.jp/files/user/doc/company/governance/principle150701.pdf>

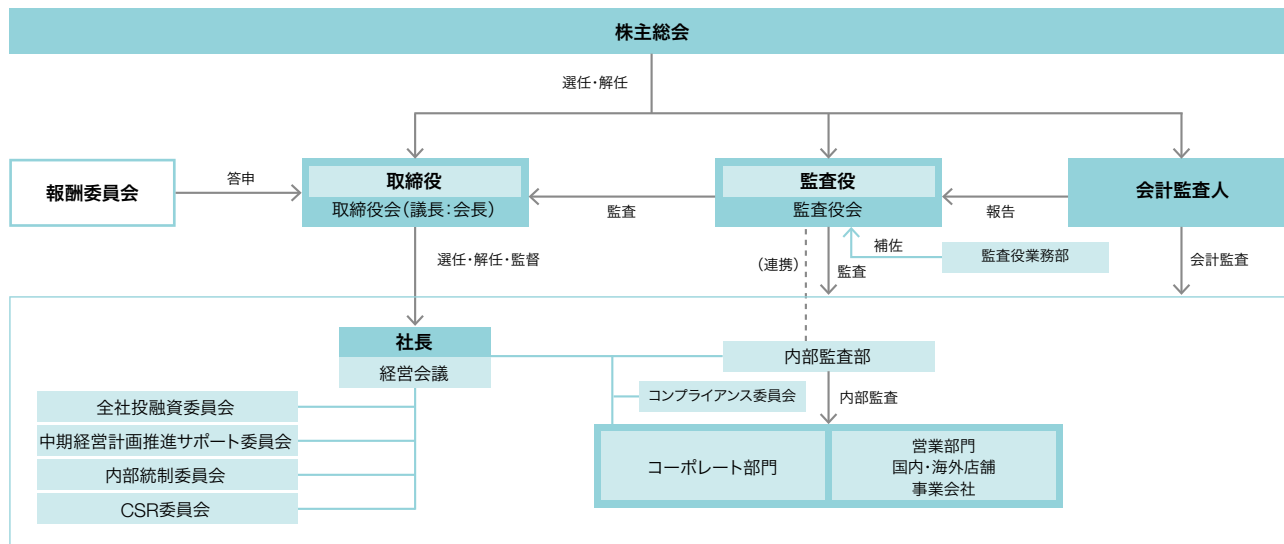
当社のコーポレートガバナンスの特長

当社は、監査役体制の一層の強化・充実によりコーポレートガバナンスの実効性を上げることが最も合理的であると考え、監査役設置会社制度を採用しています。当社は、監査役5名のうち3名が社外監査役で、そのうち2名が東京高等裁判所長官、検事総長の経歴を持つ法律家、1名が会計の専門家と、多角的な視点からの監査体制となっています。さらに、多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に、経験や専門性が異なる社外取締役を3名選任しています。独立性のある社外取締役及び社外監査役による経営の監督・監視機能の強化を図ることにより、コーポレートガバナンスの目的をより一層実現できると考えています。また当社は、住友の事業精神のもと、住友商事グループの「経営理念・行動指針」を制定し、法と規則の遵守など、住友商事グループとして尊重す

べき価値観を共有すべく、役職員への徹底を図っています。さらに「経営の健全性の維持」の観点から、チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会の設置並びに「スピーク・アップ制度」の導入など、法と規則を遵守するための体制を整えています。

また、当社が持続的に成長し、全てのステークホルダーに貢献していくために、中期経営計画BBBO2017では、ガバナンス及び意思決定プロセスの見直しを行います。具体的には、2015年7月から経営会議を執行レベルの最高意思決定機関とすることや、取締役会のモニタリング機能の強化に向けた施策に取り組んでいます。このように、当社は主体的にコーポレートガバナンスの向上に向けた取り組みを継続しており、コーポレートガバナンス・コードに含まれる全ての原則についても、主体的に実施していくこととしています。

住友商事のコーポレートガバナンス体制



「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」の ための仕組み

取締役及び取締役会

取締役会での審議の充実、モニタリング機能の強化

取締役会では、経営方針・経営計画等の経営全般に関わる重要事項についてより集中して議論を行えるよう、2015年7月から取締役会の付議基準を見直しました。同時に、取締役会のモニタリング機能を強化するために、取締役会への報告事項を充実させ取締役会が業務執行の監督に一層注力できるようにしています。

適正な取締役会規模

2015年7月現在、取締役の人数は13名となっており、業務執行の監督と重要な経営事項の決定の機能を担う取締役会において、十分な議論を尽くし迅速かつ合理的な意思決定を行える規模となっています。

取締役の任期

事業年度ごとの経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役の任期を1年としています。

取締役会長・取締役社長の在任期間の制限

相互牽制の観点から、原則として取締役会長及び取締役社長を置くこととし、これらの役位の兼務は行わないこととしています。また、取締役会長及び取締役社長の在任期間は原則として、それぞれ6年までと定めています。これにより、経営トップが交代しないことでガバナンス上の弊害が発生する可能性を排除しています。

取締役会の諮問機関の設置

当社の取締役及び執行役員の報酬・賞与の決定プロセスの透明性及び客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として、半数以上が社外委員で構成される報酬委員会を設置しています。この報酬委員会は、取締役及び執行役員の報酬・賞与に関する検討を行い、その結果を取締役に答申しています。

社外取締役の選任

多様な視点から、取締役会の適切な意思決定を図るとともに、監督機能の一層の強化を図ることを目的に、社外取締役3名を選任しています。また、この社外取締役3名は、(株)東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。

役員報酬の内容

2014年度における取締役及び監査役に対する報酬等の内容は以下のとおりです。

区分	対象人数	報酬等の総額	内訳	
			例月報酬	ストックオプション
取締役 (うち社外取締役)	13名 (2名)	827百万円 (28百万円)	729百万円 (28百万円)	98百万円 (—)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (3名)	127百万円 (40百万円)	127百万円 (40百万円)	— (—)

- (注) 1. 2014年度末現在の人員数は、取締役12名(うち社外取締役2名)、監査役5名(うち社外監査役3名)です。
2. 当社には、使用人を兼務している取締役はいません。
3. 上記「ストックオプション」は、「第13回新株予約権」(2014年8月1日発行)並びに「第8回新株予約権(株式報酬型)」(2013年7月31日発行)及び「第9回新株予約権(株式報酬型)」(2014年8月1日発行)を付与するにあたり、2014年度に費用計上した金額の合計額を記載しています。
4. 取締役の例月報酬並びにストックオプションとしての新株予約権及び株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を対象とする報酬の限度額は、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、年額12億円(うち社外取締役の報酬については年額6,000万円)と決議されています。
5. 監査役の例月報酬の限度額は、2013年6月21日開催の第145期定時株主総会において、年額1億8,000万円と決議されています。

コーポレートガバナンス体制

社外取締役の選任理由及び略歴は次のとおりです。

原田 明夫

選任理由

検察官及び弁護士として長年培ってきた高度な専門知識と豊富な実務経験などを有しており、人格、識見のうえで当社の社外取締役として適任と考え、選任しています。

略歴

1999年12月 東京高等検察庁検事長
2001年 7月 検事総長
2004年10月 弁護士（現職）
2005年 6月 当社社外監査役
2013年 6月 当社社外取締役（現職）

松永 和夫

選任理由

長年にわたり経済産業省において要職を歴任され、資源エネルギーや産業政策などの分野での広範な知識と経験を有しており、人格、識見のうえで当社の社外取締役として適任と考え、選任しています。

略歴

2008年 7月 経済産業政策局長
2010年 7月 経済産業事務次官
2013年 6月 当社社外取締役（現職）

田中 弥生

選任理由

評価論及び市民社会組織論を長年にわたり研究され、また、行政改革推進会議民間議員などの政府委員等を歴任され、これらを通じて培われた高度な専門知識と豊富な経験を有しており、人格、識見のうえで当社の社外取締役として適任と考え、選任しています。

略歴

2007年 1月 財務省 財政制度等審議会 委員（現職）
2013年 2月 内閣官房 行政改革推進会議 民間議員（現職）
2013年 4月 独立行政法人大学評価・学位授与機構 研究開発部 教授（現職）
2015年 6月 当社社外取締役（現職）

監査役及び監査役会

監査役体制の強化・充実

外部の視点からの監視体制の強化のため、監査役5名のうち3名を社外監査役としており、そのうち2名が東京高等裁判所長官や検事総長の経歴を持つ法律家、1名が会計の専門家と、多角的な視点からの監査体制となっています。また、社外監査役3名は、(株)東京証券取引所など当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしており、各取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。

監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査上不可欠な情報を十分に入手するため、取締役会をはじめとする重要な社内会議に必ず出席するほか、取締役会長・取締役社長と経営方針や監査上の重要課題について毎月意見を交換しています。さらに、監査役を補佐する監査役業務部を置き、監査業務が支障なく行われ、監査役の機能が最大限果たせるようにしています。

社外監査役の選任理由及び略歴は次のとおりです。

藤沼 亜起

選任理由

会計士としての長年の経験や財務・会計を含む幅広い知見を有し、人格、識見のうえで当社監査役として適任であり、多角的な視点からの監査を実施願うため選任しています。

略歴

1993年 6月 太田昭和監査法人
(現・新日本有限責任監査法人) 代表社員
2000年 5月 国際会計士連盟 (IFAC) 会長
2004年 7月 日本公認会計士協会会長
2007年 7月 日本公認会計士協会相談役（現職）
2008年 6月 当社社外監査役（現職）

仁田 陸郎

選任理由

裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見を有し、人格、識見のうえで当社監査役として適任であり、多角的な視点からの監査を実施願うため選任しています。

略歴

2004年12月 東京高等裁判所長官
2007年 4月 弁護士（現職）
2009年 6月 当社社外監査役（現職）
2012年10月 東京都公安委員会委員長（現職）

笠間 治雄

選任理由

検察官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見を有し、人格、識見のうえで、当社監査役として適任であり、多角的な視点から監査を実施願うため選任しています。

略歴

2010年 6月 東京高等検察庁検事長
2010年12月 検事総長
2012年10月 弁護士（現職）
2013年 6月 当社社外監査役（現職）

社外取締役メッセージ



田中 弥生

社外取締役

私は、これまで営利企業や民間非営利組織などでさまざまな業務に携わってきました。こうした経験で培った「多様な視点」を活かし、社外取締役として、住友商事の経営に大きく二つの点から貢献していきたいと考えています。

まず一つめに、女性リーダーを応援することがあげられます。今でこそダイバーシティの尊重は社会に浸透していますが、私が働き始めた当時は女性の活躍できる場は決して多くなく、私自身、女性がより活躍できる職場環境で働きたいという思いを強く持ちながら仕事に取り組んできました。私が歩んできた経験も活かしつつ、住友商事において、女性リーダーを応援していくことが役割の一つと考えています。

二つめに、非営利組織の評価業務を通じて得た経験を住友商事の経営に活かしていくことも、私に期待されている重要な役割と認識しています。非営利組織では、「社会にどのような影響を与えたか」という軸から評価を行い、活動を支援する業務に携わってきました。営利企業であっても、「社会にどのような影響を与えたのか」を評価することは必要だと考えています。社会の一員としてどのように社会と付き合いしていくのか、どのような「社会性」を持った企業となろうとしているのが企業経営においてより重みを増していくのではないのでしょうか。

このような観点から見ると、住友商事は既に「社会性」を有する企業であると感じています。住友商事の事業活動において、最も重要とされているのは、「integrity」（信用）だと理解しています。信用を培っていくには、社会の一員として、どう振る舞うかが鍵です。その点で、「自利利他公私一如（じりりたこうしいちにょ）」という考え方、つまり、単に企業としての成長のみならず、地域社会や国の発展を常に視野に入れ、「社会性」を考慮しつつ成長していくという考え方に基づく伝統があることが住友商事の強みではないでしょうか。事業の最前線にいる社員一人ひとりと、住友商事の「社会性」がもたらす強みについて意見を交換しながら、強みを伸ばすことに貢献できるように取り組んでいきたいと考えています。

内部監査部、会計監査人との連携

監査役は、効率的な監査を行うため、内部監査部と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について適時に報告を受けています。

また、会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席、在庫棚卸監査への立ち会いなどを行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図っています。さらに、監査役は、内部統制委員会に出席し、また、その他内部統制を所管する部署に対して、内部統制システムの状況についての報告や監査への協力を求めています。

独立性基準

社外取締役及び社外監査役の当社からの独立性に関する基準については、社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」により定めています。

経営会議

多様な意見や多面的な議論を踏まえた意思決定を行うために、2015年7月に経営会議を社長の諮問機関から業務執行レベルの最高意思決定機関とし、取締役会における委任の範囲内において、経営に関する特定の重要事項について審議・決定を行います。

コーポレートガバナンス体制

執行役員制の導入

当社では、業務執行の責任と権限の明確化と取締役会の監督機能強化を目的として、執行役員制を導入しています。この制度のもと、取締役会で選任された執行役員36名（2015年8月1日時点）のうち、執行の責任者である社長、コーポレート部門担当役員3名及び事業部門長5名の計9名の執行役員が取締役を兼任することで、取締役会での意思決定に基づく業務執行を効率的に行う経営体制としています。

「経営の透明性の確保」のための体制**情報開示の基本方針**

当社は、当社の経営方針と営業活動を全てのステークホルダーに正しく理解いただくため、法定の情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努めています。

株主・投資家とのコミュニケーション**株主総会における議決権行使の促進に向けた取り組み**

当社は、定時株主総会の3週間前に招集通知を発送するとともに英訳版も作成し、招集通知の発送に先立って当社のWebサイトに掲載しています。2004年からはインターネットによる議決権行使、2005年からは携帯電話からのインターネットによる行使もできるようにしました。さらに、2007年からは（株）東京証券取引所等により設立された（株）ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家のために議案内容の十分な検討時間を確保しています。

各種情報の開示

当社のWebサイト上には、決算情報・有価証券報告書・適時開示資料・会社説明会資料など、投資判断に資する資料を掲載しているほか、当社がグローバルに展開するプロジェクトの特集を組んで紹介するなどグループ全体のトピックスを幅広く発信しています。さらに、アニュアルレポートを発行し、積極的な情報開示を行っています。

IR活動

当社はWebサイトでの情報開示の充実に努めているほか、株主・投資家の皆様とのダイレクト・コミュニケーションの場として、国内のアナリスト・機関投資家向けに年4回、定期的な決算説明会を行っています。海外投資家に対しては、米国・英国をはじめ、欧州・アジア方面を訪問し、継続的に個別ミーティングを実施しています。また、個人投資家向けには、2004年度以降、継続して会社説明会を開催しており、2014年3月には4都市で5回開催し、合計で約1,100名の個人投資家にご参加いただきました。

こうした取り組みは、株主・投資家の皆様との対話に関する責任者として指定された執行役員が統括し、社内関係部署が連携して情報発信を行うとともに、株主・投資家の皆様からの意見収集を行っています。当社は、今後も経営の「透明性」を高めつつ、株主・投資家の皆様との信頼関係の強化に努めていきます。

当社は、コーポレートガバナンス体制の強化・充実を行うとともに、「経営の効率性の向上」及び「経営の健全性の維持」の観点から、内部統制の実効性の維持・向上のため、内部監査、リスクマネジメント、コンプライアンスの一層の徹底・強化に努めています。

Webサイト

当社ホームページ
<http://www.sumitomocorp.co.jp>



IR（投資家情報）
<http://www.sumitomocorp.co.jp/ir/>

刊行物

アニュアルレポート